

寒川町工業協会規約

第1章 総 則

第1条 目 的

本会は地域工業の振興に寄与し、会員事業所の啓発を促進して互助親睦を図り、且つ地域社会に貢献することを目的とする。

第2条 名 称

本会は、寒川町工業協会と称する。

第3条 事 務 局

本会は、事務局を寒川町商工会事務所内に置く。

第2章 事 業

第4条 事 業

本会は、第1条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 地域企業の共通問題処理等の事業
- (2) 企業経営、管理の啓発に関する事業
- (3) 生産技術の向上に関する事業
- (4) 労務対策に関する事業
- (5) 公害、及び安全衛生に関する事業
- (6) 従業員の福利に関する事業
- (7) 会員相互の互助、及び親睦に関する事業
- (8) 事業には、研修会、講習、講演会、調査及び研究等を含み、委員会活動も行う。
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第5条 会員の資格

本会の会員資格は、寒川町内に事業所、工場を有する工業事業者及び関連事業者で、本会の目的に賛同する者とする。

第6条 加 入

本会に加入するには、所定の申込書、及び当会員2名の推薦を必要とし、理事会の承認を得るものとする。

第7条 脱 会

会員の脱会は、あらかじめ書面を以て、理事会に脱会届を提出するものとする。

第8条 除 名

本会は、次の事項に該当する会員を、理事会決定により除名することができる。

- (1) 本会の利用について、不正の行為をした会員
- (2) 本会の事業を妨げ、又妨げようとした会員
- (3) 重大なる信用を失う行為をした会員
- (4) 会費の滞納が著しい会員

第4章 役員、顧問及び職員

第9条 役 員

本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 2 名
- (5) 監 事 2 名

第10条 役員の仕事

本会の役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- (3) 理 事 本会の事業企画、運営に関する会務を遂行する。
- (4) 会 計 本会の経理を処理する。
- (5) 監 事 本会の業務、及び会計の監査を執行し、結果を会員総会に報告する。

第11条 本会は必要に応じ、理事会の決定により、期間を定めて各種事業の企画運営、調査、研究等の為の委員会を設置することができる。

第12条 役員の仕事

本会の役員仕事は、次の通りとする。

- (1) 理事及び監事は、会員総会により選出されるものとする。
- (2) 会長、副会長、会計は、理事の互選により、会員総会の承認を得るものとする。

第13条 役員の仕事

本会の役員仕事は3ヶ年とする。但し再任は差支えないものとし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第14条 顧 問

本会は顧問を置くことができる。

顧問は、会の目的達成について会長の諮問に応じ、顧問は、学識経験者、及び本会に功労のあった者から、会長が理事会の承認を得て委嘱するものとする。尚、顧問の任期は、役員任期に準用することもできる。

第15条 職 員

本会は、職員を置くことができる。

第 5 章 部 会

第16条 本会は、部会を置くことができる。

第 6 章 会 議

第17条 総 会

本会の総会は、通常総会、及び臨時総会とし会長が招集する。

- (1) 通常総会は、年1回とし、毎事業年度終了後、2ヶ月以内に開催する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたる時、及び会員の3分の1以上の請求ありたる時、理事会の同意を得て開催する。

第18条 会員総会の議長は、会長が執行し、会長事故あるときは、副会長が執行、会長、及び副会長事故あるときは、出席者の互選により選出執行する。

第19条 会員総会の開催成立は、総会員の半数以上の出席（委任状を含む）を必要とし、会員総会の決議事項は出席者の3分の2以上の賛成を要し、賛否同数の時は議長が決する。

第20条 会員総会は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 事業計画、収支予算、及び事業報告、収支決済
- (2) 規約に関する事項
- (3) 通常会費、加入金に関する事項
- (4) 部会に関する事項
- (5) 役員任免につき、選出及び承認をする。
- (6) その他、本会が必要とする事項

第21条 理 事 会

理事会は、定例とし隔月とする。

又は、会長が必要と認めたる時、及び全理事の過半数以上の請求ありたる時、会長が招集する。

第22条 理事会の議長は、本規約第6章第18条に準用する。

第23条 理事会の決議は、全理事の2分の1以上の出席の時、その出席者の過半数以上の賛同を必要とする。

第24条 議事録

会員総会、及び理事会の議決事項は、議事録を作成する。

第7章 会 計

第25条 収 入

本会の経費は、通常会費、加入金その他で充てる。

第26条 加 入 金

本会の加入金は、別則第1号を以て定める。

第27条 会 費

(1) 本会の通常会費は、別則第2号を以て定める。

(2) その他、特別の事由により臨時会費の徴収を必要とする時は、理事会の決議を以て執行できる。

(3) 本会に納付された会費は理由の如何を問わず、返還をしない。

第28条 事業年度

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

(1) この規約は、昭和51年4月25日より執行する。

(2) この規約は、平成6年5月23日一部改正する。

(3) この規約は、平成7年5月18日一部改正する。

(別 則) 第 1 号

加入金規定

1. 本会の加入金は次の通りとする。
2. 2,000 円 但し、商工会加入金と同額とする。

(別 則) 第 2 号

通常会費規定

1. 本会の通常会費の納付方法
2. その年の 4、7、10、1 月の各月 20 日迄に当会指定銀行に振り込むものとする。
3. 事業従事者数の算定は毎年 4 月 1 日現在数を以てする。
4. 通常会費の徴収算定基準は、事業従事者数によって算定し、下記の通りとする。

事業従事者数による算定方法	
事業従事者数	月額通常会費
1 ~ 10	1,000
11 ~ 20	2,000
21 ~ 50	3,000
51 ~ 100	4,000
101 ~ 300	5,000
301 ~ 500	7,000
501 ~	10,000

上記の基準は、昭和 51 年 4 月 25 日より施行する。